

生活雑排水及び雨水等の市道側溝流下についての取扱要綱

平成4年5月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、生活雑排水及び雨水等の市道側溝への流下（以下「市道側溝への流下への流下」という。）について必要な事項を定め、市道側溝の機能低下を防ぐことを目的とする。

(要件)

第2条 市道の道路管理者は、次の各項の要件に該当するものについて、市道側溝への流下を認めることができるものとする。

- (1) 市道側溝以外に公共下水道又は普通河川等流末を形成する施設等がなく、やむを得ないと認められるとき。
- (2) 市道側溝の流水断面に余裕があり、流末が確保されているとき。

(施設)

第3条 前条の場合において、市道側溝への流下を求める者は、次の各項に定める施設を設置しなければならない。

- (1) 合併処理浄化槽又は単独処理浄化槽（生活雑排水等）
- (2) 生活雑排水及び雨水等を市道側溝に直接流下させないための敷地内の溜枥等

(別紙1 溜枥標準断面参照)

(申請)

第4条 市道側溝への流下を申請しようとする者は、次の各項に掲げる書類を道路占用許可申請書又は道路工事施工承認申請書提出の際に添付しなければならない。

- (1) 市道側溝清掃等に関する誓約書（様式1）
- (2) その他特に市長が必要と認める書類

(占用料の免除)

第5条 生活雑排水及び雨水等のために市道区域内に設置される排水管の占用料は、これを免除する。

附 則

この要綱は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月24日から施行する。

(様式1)

市道側溝清掃等に関する誓約書

市道 線在市道側溝に生活雑排水及び雨水等を流下させるに当たっては、次のことを約束いたします。

- 1 臭気、汚物等により付近の環境の悪化、市道側溝の機能低下をさせないように、市道側溝を定期的に清掃します。
- 2 将来公共下水道が設置された場合には、遅滞なく排水管を撤去し、流下先を公共下水道に切り替えます。(生活雑排水等)
- 3 自己の所有する土地を第三者に譲渡する場合は、道路占用許可申請及び本誓約書の内容について、上記のことを引き継ぎます。

年 月 日

(宛先) 防府市長

(申請者)

住所

氏名

印

溜桝標準断面

